

「発行登録制度」関係資料

平成20年10月22日

目 次

1. 発行登録制度の概要	1
2. 発行登録制度の利用適格要件	2
3. 発行登録制度の国際比較(日・米・欧)	3
4. 参照条文	9

1. 発行登録制度の概要

【原則】

- 有価証券届出書提出前の有価証券の募集又は売出し(取得勧誘行為)は禁止。
- 有価証券届出書の効力発生までの期間(原則15日間)における有価証券の売付け(約定)は禁止。

- 発行登録：発行する有価証券の種類、発行予定額、発行予定期間（1年間又は2年間）等を記載した発行登録書を提出する制度（昭和63年証券取引法改正により導入）

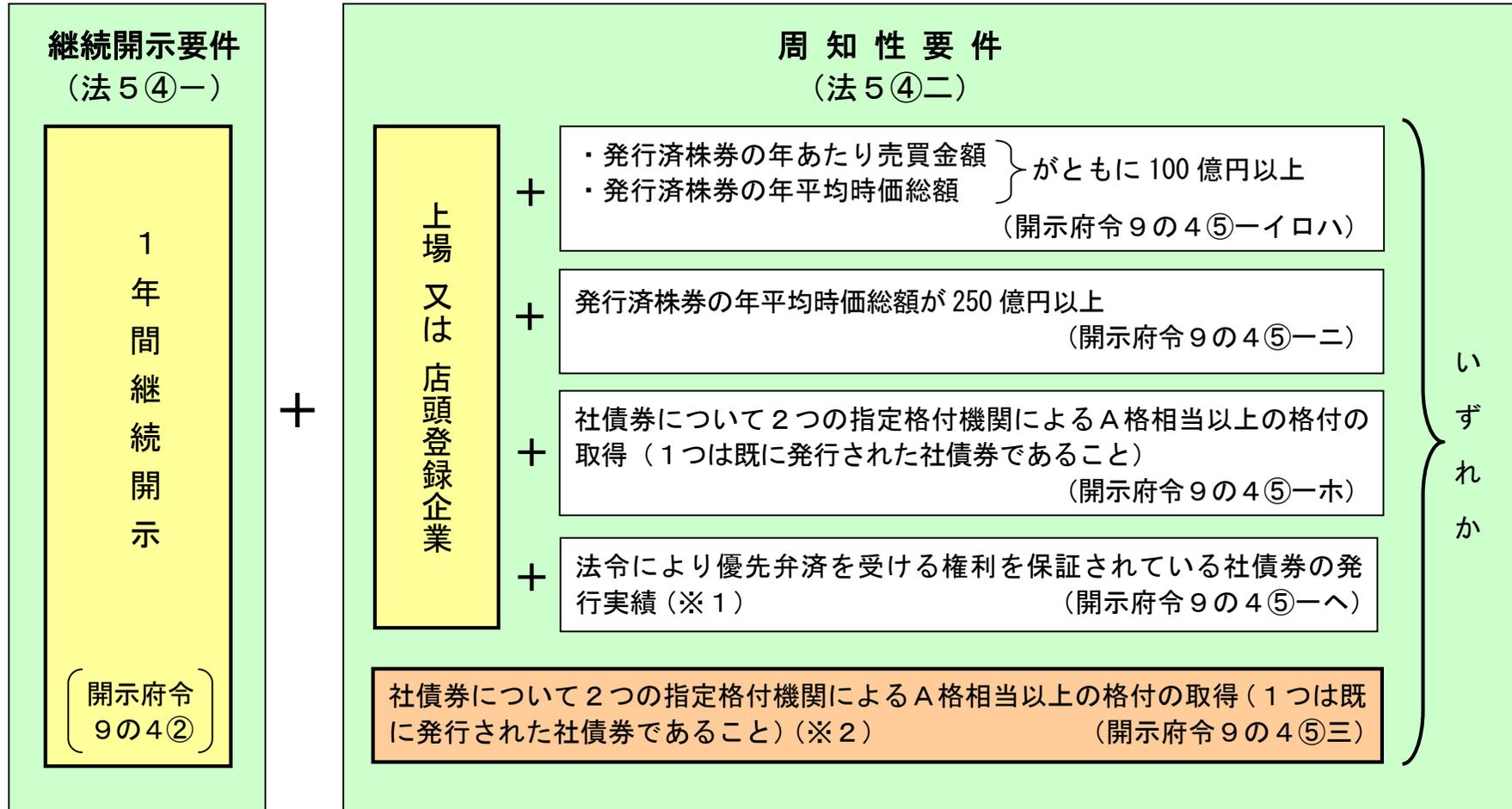
- 有価証券届出書を提出することなく、募集又は売出しが可能（⇒ 発行登録書に基づく取得勧誘行為が可能）
- 簡易な発行登録追補書類を提出すれば、直ちに売付けが可能（発行登録書の効力は発生はしている）



市場の状況に合わせた、機動的な資金調達が可能

実際に発行した場合には、発行予定額は減少していく。

2. 発行登録制度の利用適格要件



- (備考) 1. 投資証券に係る周知性要件は、上記の要件と同様である(※1・※2は除く。)(特定有価証券開示府令11条の3)。
 2. 外国債等に係る周知性要件は、①有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額が100億円以上であること、②債券について2つの指定格付機関によるA格相当以上の格付の取得することである(外国債等開示府令6条の3)。

3. 発行登録制度の国際比較(日・米・欧)

	日本	米国	EU
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 原則 有価証券届出書提出前の有価証券の募集又は売出し(勧誘行為)は禁止される。また、有価証券届出書の効力発生前の有価証券の取引は禁止される。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則 有価証券届出書提出前の有価証券の募集又は売出し(勧誘行為)は禁止される。 また、有価証券届出書の効力発生前の有価証券の取引、これに基づく証券の交付は禁止される。 有価証券届出書の一部として目論見書の提出が求められる。 「適格著名発行者」の例外 一定の大規模要件を充足する発行者は「適格著名発行者(“Well-known Seasoned Issuer”)」とされ、緩やかな発行開示規制に服するものとされている。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 有価証券届出書提出前の勧誘行為規制(“gun jumping”)が適用されない。 ✓ 適格著名発行者が提出する一括登録書は、自動一括登録(“Automatic Shelf Registration Statement”)と定義され別段の効果が与えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則 当該有価証券に係る目論見書を当局に提出し承認を受けた上で、公衆縦覧に供する前の勧誘行為は禁止される。 目論見書は、①発行者情報、②証券情報、③要約に分冊化し、別々の書類とすることが可能。

	<ul style="list-style-type: none"> 発行登録制度 募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額が1億円以上の場合においては、発行登録書により、予め一定期間における当該有価証券の募集又は売出しを登録することが可能。 この場合、個々の募集又は売出し(勧誘行為)にあたり有価証券届出書を提出する必要はない。また、簡易な発行登録追補書類を提出することで、当該有価証券を取得させ又は売り付けることが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一括登録制度 (“Shelf Registration”) 予め有価証券届出書提出して、証券の登録を行うことが可能。 この場合、有価証券届出書の記載事項の一部につき省略が可能。省略された情報については、一定の方法(訂正届出書の提出、目論見書補足書類の提出、参照すべき継続開示書類を特定した書面の提出)により追完する必要がある。 一括登録を行うことにより、個々の勧誘行為、売付けにあたり、有価証券届出書を提出し、効力発生を待つ必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本目論見書の登録 予め、基本目論見書について承認を受け、公衆の縦覧に供することができる。最終的な募集・売出し条件(Final Terms)については、勧誘行為が行われた後速やかに(可能な場合には、勧誘行為に先立ち)、当局に提出(承認は不要)。 承認済みの発行者情報の利用 目論見書を構成する3つの書類のうち、①発行者情報について、当局の承認を受けたものがある場合には、残りの②証券情報、③要約について承認を受ければ足りる。
対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券(社債、優先出資証券、株券、預託証券、コマーシャル・ペーパー等) 特定有価証券のうち、投資証券(その他の特定有価証券(資産流動化証券、信託受益証券等)は対象とされていない) 外国債等 	<ul style="list-style-type: none"> 限定なし 	<p>【基本目論見書】</p> <ul style="list-style-type: none"> オファリングプログラムに基づき発行される株式以外の証券(ワラントは含まれる) 金融機関が発行する証券(特別法に基づくもの) <p>【発行者情報の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 限定なし

<p style="text-align: center;">利用適格</p>	<p>参照方式による有価証券届出書の提出が認められる者に限り、発行登録制度の利用が可能。</p> <p>〈参照方式の利用適格〉</p> <p>a) 継続開示要件・・・1年間継続して有価証券報告書を提出している者</p> <p>b) 周知性要件</p> <p>・・・上場・店頭登録企業については、下記①～④のいずれかに該当すること</p> <p>①1年あたり売買金額及び年平均(基準時)時価総額が100億円以上であること</p> <p>②年平均(基準時)時価総額が250億円以上であること</p> <p>③2つの指定格付機関により A 格相当以上の格付を取得していること</p> <p>④一般担保付普通社債を既に発行していること</p> <p>・・・上記以外の企業については、上記③の場合に該当すること(ただし、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合に限る。)</p>	<p>登録される証券が参照方式による有価証券届出書(フォームS3)の利用適格を充足する証券である場合、登録者が適格著名発行者に該当する場合等に一括登録が可能。</p> <p>〈参照方式の利用適格〉</p> <p>(i) 提出者要件(全て)</p> <p>① 米国法に基づき成立した者であり、米国にビジネスの拠点を有すること</p> <p>② 登録株式を有すること又は、開示会社に該当すること</p> <p>③ 開示書類を適式に提出していること</p> <p>(ii) 取引要件(いずれか)</p> <p>① 浮動株の市場価額の総額が7500万ドル以上である者による新規発行売出し</p> <p>② “投資適格”格付けの非転換型証券の新規発行売出し(格付け基準を撤廃すべく、改正提案中。改正案として、「過去3年間における非転換型証券の発行総額が10億ドル以上である場合」が提案されている。)</p>	<p>【基本目論見書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限定なし <p>【発行者情報の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限定なし。もともと、基本目論見書を利用できる証券については、基本目論見書を利用した方が便宜であるため、主に株式にのみ利用されている。
---	--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ③ 上場既発行証券の売出し ④ 証券の売出しのうち、既発行の新株予約権の行使等によるもの ⑤ “投資適格”格付けの資産流動化証券の売出し (格付け基準を撤廃すべく、改正提案中。改正案として、「オファリングに係る最低額面額が25万ドル以上、かつ、Initial Sales が適格機関投資家に対してのみ行われること」が提案されている。) ⑥ 小規模上場会社による新規発行証券の売出し(浮動株の市場価額の総額が7500万ドルに満たない場合であっても、当該有価証券届出書に基づく新規発行株式の量が浮動株の3分の1を超えない限り、参照方式の利用が可能。) 	
--	--	--	--

<p>効力発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行登録書 受理日から 15 日を経過した日に効力発生 (ただし、内閣総理大臣が 15 日より短い期間を指定した場合には当該期間を経過した日に効力発生) ・ 訂正発行登録書 訂正発行登録書の提出により、一定の場合、当該発行登録の効力が停止(停止期間は 15 日以内) ・ 追補書類 提出後直ちに、当該有価証券を取得させ又は売り付けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括登録書 原則として、受理日から 20 日目に効力発生(ただし、当局 が 20 日目よりも早い日を指定した場合には、当該日に効力発生)。 ・ 効力発生後の訂正 原則として、当局が定める日に効力発生(ただし、訂正届出書の提出時にフォームS3の要件を充足する場合には、提出後直ちに効力発生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目論見書 目論見書の公表にあたっては、事前に当局の承認を受ける必要があり、原則として、提出日から 10 営業日以内に、承認するかの判断が下される。もっとも、公衆の縦覧に供してからは直ちに勧誘行為の開始が可能とされており、効力発生のために一定の期間の経過は要求されていない。
<p>発行登録書の有効期間</p>	<p>発行者の選択により、1年間又は2年間(ただし、コマーシャル・ペーパーについては1年間)</p>	<p>3年間</p>	<p>【基本目論見書】 12ヵ月間 (金融機関が継続的に発行する証券については、当該証券が継続的に発行されることがなくなるまで有効) 【発行者情報の利用】 12ヵ月間</p>

発行予定額の記載	<p>発行登録書に発行予定額を記載。 当該発行登録書に基づき発行された証券が償還等により消滅し、発行残高が減少した場合であっても、発行可能額は増加しない(プログラム・アマウント方式は採用されていない)。</p>	<p>一括登録書に発行予定額を記載。 当該一括登録書に基づき発行された証券が償還等により消滅し、発行残高が減少した場合であっても、発行可能額は増加しない(プログラム・アマウント方式は採用されていない)。</p>	<p>【基本目論見書】 法律上、基本目論見書に発行予定額を記載することは要求されない。もっとも、実務上は、発行予定額を記載するのが通例であり、発行予定額を記載した場合には、発行予定額は、発行残高を示すものとして取り扱われている(プログラム・アマウント方式を採用)。</p>
----------	--	--	--

4. 参照条文

○ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

(有価証券届出書の提出)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書(第二十四条の五第四項に規定する報告書をいう。)並びにこれらの訂正報告書(以下「参照書類」という。)を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

一 既に内閣府令で定める期間継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものを提出していること。

二 当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所金融商品市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準に該当すること。

5・6 (略)

(発行登録書の提出)

第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額(以下「発行予定額」という。)が一億円以上の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該募集又は売出しを予定している期間(以下「発行予定期間」という。)、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行若しくは売出しの限度額、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるものの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類(以下「発行登録書」という。)を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その有価証券発行勧誘等が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘(同項本文の規定の適用を受けるものに限る。)に該当するものであつた有価証券の売出し(当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。)及びその有価証券発行勧誘等が

同条第三項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。

2 （略）

3 第一項の規定による登録（以下「発行登録」という。）を行つた有価証券の募集又は売出しについては、第四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 （略）

（発行登録に係る有価証券の発行予定期間）

第二十三条の六 発行登録に係る有価証券の発行予定期間は、発行登録の効力が生じた日から起算して二年を超えない範囲内において内閣府令で定める期間とする。

2 発行登録は、前項の発行予定期間を経過した日に、その効力を失う。

（発行登録追補書類の提出）

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2～5 （略）

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 法第五条第三項に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

2 法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書とする。

3・4 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合(法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。)には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。

4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券(以下この項において「上場株券」という。)又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券(以下この項において「店頭登録株券」という。)を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等(当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日(以下この項において「算定基準日」という。)以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額(以下この号において「売買金額」という。)の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額(当該算定基準日、その日の属する年(以下この項において「算定基準年」という。))の

前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ハ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ニ 当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。

ホ 一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

ヘ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が前号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の前号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。

三 第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（発行登録書の記載内容等）

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内

国会社のうち第一条第一号ロに掲げる有価証券（法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券を除く。）又は同号ハ、ニ、ト、ヲ若しくはワに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号チに掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに内国会社にあつては第十一号の二の二様式、外国会社にあつては第十四号の四様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和47年大蔵省令第26号)

(参照方式による有価証券届出書)

第六条の三 法第二十七条において準用する法第五条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす外国債等の発行者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、第二号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

- 2 法第二十七条において準用する法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。
- 3 法第二十七条において準用する法第五条第四項第一号に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書とする。
- 4 法第二十七条において準用する法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 当該発行者が、本邦において有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額が百億円以上であること。
 - 二 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもののいずれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 法第五条第五項において準用する同条第四項各号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げるすべての要件を満たす者が、内国投資証券又は外国投資証券に係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、内国投資証券の発行者にあつては第四号の三の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第五号様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3 法第五条第五項において準用する同条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券の発行者にあつては第七号の三様式、外国投資証券の発行者にあつては第八号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書とする。

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券(以下この項において「上場投資証券」という。)又は認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)に店頭売買有価証券(法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券(以下この項において「店頭登録投資証券」という。)を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 上場日等(当該者の発行する内国投資証券又は外国投資証券が、上場投資証券にあつては、法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券に該当することとなった日、店頭登録投資証券にあつては、同項第二号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券に該当することとなった日をいう。以下この項において同じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日(以下この項において「算定基準日」という。)以前三年間の金融商品市場(法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。)における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額(以下この項において「売買金額」という。)の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額(当該算定基準日、その日の属する年(以下この項において「算定基準年」という。)の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額(金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。)の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。)が百億円以上であること。

- 二 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。
- 三 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。
- 四 当該者の発行済内国投資証券又は外国投資証券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。
- 五 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により、当該者が既に発行した内国投資証券又は外国投資証券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この号において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した内国投資証券若しくは外国投資証券又はその募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする内国投資証券若しくは外国投資証券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。)

（発行登録書の記載内容等）

第十八条 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 内国投資証券 第十五号様式
- 二 外国投資証券 第十六号様式

2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により発行登録書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債 第十五号の二様式
- 二 短期外債（第十八条の七の二に規定するものをいう。） 第十六号の二様式